

(仮称) 枚方市総合文化施設
設計事業者選定に係る公募型プロポーザル

評価基準 (案)

平成 26 年 月

枚方市

— 目 次 —

1 本評価基準の扱い.....	1
2 審査の概要.....	1
3 手続き及び審査の手順.....	2
4 参加資格の確認.....	3
5 一次審査.....	3
6 二次審査.....	6

1 本評価基準の扱い

本評価基準は、市が、最優秀提案者（契約候補者）を選定するための方法、手順、評価基準等を示したものであり、別途公表の「募集要項」、「様式集」と一体のものとして扱う。

2 審査の概要

(1) 審査方法

応募者の審査方法は、公募型プロポーザル方式とし、参加資格を有する応募者の中から提出された技術提案書等及びヒアリング（プレゼンテーション）の内容をもとに、総合文化施設設計事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）により審査を行う。

審査は、「一次審査」と「二次審査」から構成され、いずれも審査内容を評価基準に基づき評価する。応募に関する事項は、別添「募集要項」において示す。

(2) 参加資格の確認・一次審査

一次審査提出書類（参加表明書等）の内容をもとに、参加資格を有する応募者の中から、企業の設計業務実績、担当者の有資格及び設計業務実績、取組姿勢について審査を行い、評価点（280点満点）の上位5者程度を一次審査の通過者（技術提案書の提出者）として選定する。

(3) 二次審査

二次審査では、一次審査の評価に加え、技術提案書、価格提案書、ヒアリング（プレゼンテーション）の内容をもとに審査を行い、最も評価点（700点満点）が高い者を最優秀提案者（契約候補者）として選定する。

3 手続き及び審査の手順

本プロポーザルの手続き及び審査の手順は、以下のとおり。

① プロポーザル手続きの開始

平成 26 年 11 月 28 日 (金)	募集要項・評価基準等の公表
-----------------------	---------------

② 一次審査に関する質疑の受付及び回答公表

平成 26 年 12 月 5 日 (金) 正午	「一次審査に関する質疑」の提出期限
平成 26 年 12 月 10 日 (水)	「一次審査に関する質疑」の回答公表

③ 参加資格確認・一次審査

平成 26 年 12 月 16 日 (火) 必着	一次審査提出書類 (参加表明書等) 提出期限
↓ 参加資格あり	↓ 参加資格なし
↓	失格
↓	
平成 26 年 12 月 24 日 (水)	一次審査の実施
	↓
平成 26 年 12 月下旬	一次審査 (技術提案書提出者の選定) 結果通知

④ 二次審査に関する質疑の受付及び回答公表

平成 27 年 1 月 13 日 (火) 正午	「二次審査に関する質疑」の提出期限
平成 27 年 1 月 21 日 (水)	「二次審査に関する質疑」の回答公表

⑤ 二次審査

平成 27 年 2 月 12 日 (木) 必着	二次審査提出書類 (技術提案書等) の提出期限
	↓
平成 27 年 2 月下旬	・ヒアリングの実施 (公開) ・二次審査の実施 ・最優秀提案者の選定
	↓
平成 27 年 2 月下旬	二次審査 (最優秀提案者の選定) 結果通知及び公表
	↓
平成 27 年 3 月中旬	審査講評の公表

4 参加資格の確認

(1) 参加資格の確認

募集要項において示す、応募者の参加資格については、一次審査に先立ち市で事前確認を行う。
なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

5 一次審査

(1) 一次審査の評価基準

担当者の有資格及び企業や担当者の設計業務実績の評価に加え、取組姿勢表明書により、本業務内容の理解度、業務の実施方針や手法の妥当性、積極性等を総合的に評価する。

<一次審査の評価項目・配点>

評価項目	資格・実績及び主なテーマ	配点	小計		
企業の評価					
設計業務の実績	平成 11 年 4 月 1 日以降、公告日までに業務が完了した基本又は実施設計業務の実績を評価する。【別表 1】	4 点	4 点		
担当者の評価					
専門分野の技術者資格	主任技術者の資格の内容を評価する。 【配点×別表 2】	主任	意匠	2 点	6 点
		技術者	構造	1 点	
			電気	1 点	
			機械	1 点	
			土木	1 点	
設計業務の実績	平成 11 年 4 月 1 日以降、公告日までに業務が完了した基本又は実施設計業務の実績を評価する。 【配点×別表 3】	管理技術者		3 点	8 点
		主任 技術者	意匠	2 点	
			構造	1 点	
			電気	1 点	
			機械	1 点	
取組姿勢の評価					
設計に対する基本的な考え方	・「総合文化施設整備計画」の策定に至る背景や経過を踏まえ、施設計画の課題をどのような視点でとらえて設計を行うか。	12 点	22 点		
設計業務の実施方針	・設計を進める上での、業務の取組体制、担当チームの特徴及び市民への設計内容の説明手法等について	10 点			
評価点（計）			40 点		

① 企業の評価

平成 11 年 4 月 1 日以降、公告日までに業務が完了した新築又は増改築工事に係る基本又は実施設計業務の実績に応じて【別表 1】のとおり評価点とする。

【別表 1】

実績の種別		評価の基準	配点
同種施設	(1)	固定席 1,000 席以上の同種施設	4 点
	(2)	固定席 700 席以上 1,000 席未満の同種施設	3 点
類似施設	(1)	延べ面積 10,000 m ² 以上の同種施設又は類似施設	2 点
	(2)	延べ面積 7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の同種施設又は類似施設	1 点

※語句の定義等は、別添「募集要項」 9.参加資格要件の【元請の履行実績】の【注釈】と同様の取り扱いとする。

② 担当者の評価

ア 専門分野の技術者資格

各専門分野の技術者資格の区分に応じて【配点×別表 2 の乗率】を算出し、評価点とする。

【別表 2】

専門分野	技術者資格の区分	乗率
意匠	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
電気	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士又は建築設備士又は技術士（電気電子部門）	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士又は建築設備士又は技術士（衛生工学部門・機械部門）	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2
土木	技術士（建設部門）又は土木学会認定技術者（特別上級、上級）	1.0
	RCCM（道路部門）又は土木学会認定技術者（1 級）	0.6

イ 設計業務の実績

平成 11 年 4 月 1 日以降、公告日までに業務が完了した新築又は増改築工事に係る基本又は実施設計業務の実績に応じて【配点×別表 3 の乗率】を算出し、評価点とする。

【別表3】

実績の種別	実績の区分	乗率
同種施設（1）	固定席 1,000 席以上の同種施設	1.0
類似施設（1）	延べ面積 10,000 m ² 以上の同種施設又は類似施設	0.8
同種施設（2）	固定席 700 席以上 1,000 席未満の同種施設	
類似施設（2）	延べ面積 7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の同種施設又は類似施設	0.6
同種施設（3）	固定席 400 席以上 700 席未満の同種施設	
類似施設（3）	延べ面積 5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満の同種施設又は類似施設	0.4
同種施設（4）	固定席 400 席未満の同種施設	
類似施設（4）	延べ面積 5,000 m ² 未満の同種施設又は類似施設	0.2

※語句の定義等は、別添「募集要項」9.参加資格要件の【元請の履行実績】の【注釈】と同様の取り扱いとする。

③ 取組姿勢の評価

各評価項目の評価内容に応じて【配点×別表4の乗率】を算出し、評価点とする。

【別表4】

評価区分	評価内容	乗率
A	提案内容が優れている	1.0
B	提案内容がやや優れている	0.8
C	提案内容が普通である	0.6
D	提案内容がやや劣っている	0.2
E	提案内容が劣っている	0.0

(2) 一次審査通過者の選定方法

各委員の合計点（280点満点）を一次審査における評価点とし、評価点の高い者から5者程度を一次審査通過者（技術提案書の提出者）として選定する。また、評価点が同一の場合は、「取組姿勢の評価」の評価点の高い者を上位者とする。

なお、審査の結果、評価点が280点満点中120点に満たない場合には、一次審査通過者として選定対象としない。

6 二次審査

(1) 二次審査の評価基準

一次審査の評価と価格提案の評価に加え、下記の主なテーマについて提案された、技術提案書及びヒアリング（プレゼンテーション）をもとに本業務に対する設計事業者としての的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。

＜二次審査の評価項目・配点＞

評価項目	主なテーマ	配点	小計
------	-------	----	----

技術提案の評価

施設計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備の方向性である『感動する』『創造する』『人を育てる』『つながる』を実現するための主要施設の構想と空間の考え方 枚方市の文化芸術拠点にふさわしいホール機能と環境についての考え方（舞台機構、音響、照明等） 40万都市のシンボルとなり、枚方市の価値を高める施設計画の考え方 	30点	75点
土地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者のあらゆる交通手段の動線を踏まえた効率的な土地利用の考え方 ホール等と連携し交流と賑わいの創出につながる施設前広場などの土地利用の考え方 	15点	
コストの低減	<ul style="list-style-type: none"> 必要な機能と品質を確保したイニシャルコストの低減及び施設運営におけるランニングコストを低減できる設計の考え方 再生可能エネルギーの導入等による、環境への配慮とコストの考え方 	10点	
付帯民間施設の提案	<ul style="list-style-type: none"> ホール等と連携して、枚方市駅周辺の賑わいの創出と回遊性の向上につながる付帯民間施設の提案 	10点	
その他の提案	<ul style="list-style-type: none"> 上記の他に本事業に有益な提案 	10点	

一次審査の評価

一次審査の評価点に応じて【算定式1】により換算し、評価点とする。	20点	20点
----------------------------------	-----	-----

価格提案の評価

提出された価格提案について、【算定式2】により算出し、評価点とする。	5点	5点
------------------------------------	----	----

評価点（計）	100点
--------	------

① 技術提案の評価

各評価項目の評価内容に応じて【配点×別表5の乗率】を算出し、評価点とする。

【別表5】

評価区分	評価内容	乗率
A	提案内容が優れている	1.0
B	提案内容がやや優れている	0.8
C	提案内容が普通である	0.6
D	提案内容がやや劣っている	0.2
E	提案内容が劣っている	0.0

② 一次審査の評価

二次審査における一次審査の評価点は、以下の算定式により換算する。(小数点第2位を四捨五入)

【算定式1】

$$\text{一次審査の評価点} = 20 \text{点} \times (\text{一次審査の評価点} / \text{一次審査の最高点})$$

③ 価格提案の評価

価格評価点は、提出された価格提案書の額を、以下の算定式により算出する。(小数点第2位を四捨五入)

【算定式2】

$$\text{価格評価点} = 5 \text{点} \times (\text{委託金額の上限額} - \text{提案額}) / (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格})$$

- ・ 価格の提案額が、市が別途定める額（以下「市の下限額」）を下回った場合は、市の下限額を最低価格（最も低く提案された価格）及び提案額とする。
- ・ 市の下限額は、委託金額の上限額を元に算出した額とする。
- ・ 提案額が委託金額の上限額を超過している提案者については、最優秀提案者として、選定対象としない。

(2) 最優秀提案者（契約候補者）の選定方法

各委員の合計点（700点満点）を二次審査における評価点（各委員の評価点を合計後、小数点第1位を四捨五入する。）とし、評価点の最も高い提案者を最優秀提案者（契約候補者）に選定する。また、最高点が同一の場合は、「技術提案書の評価」の評価点が最も高い者を最優秀提案者に選定する。

なお、審査の結果、「技術提案書の評価」の評価点が525点満点中315点に満たない場合には、最優秀提案者として選定対象としない。